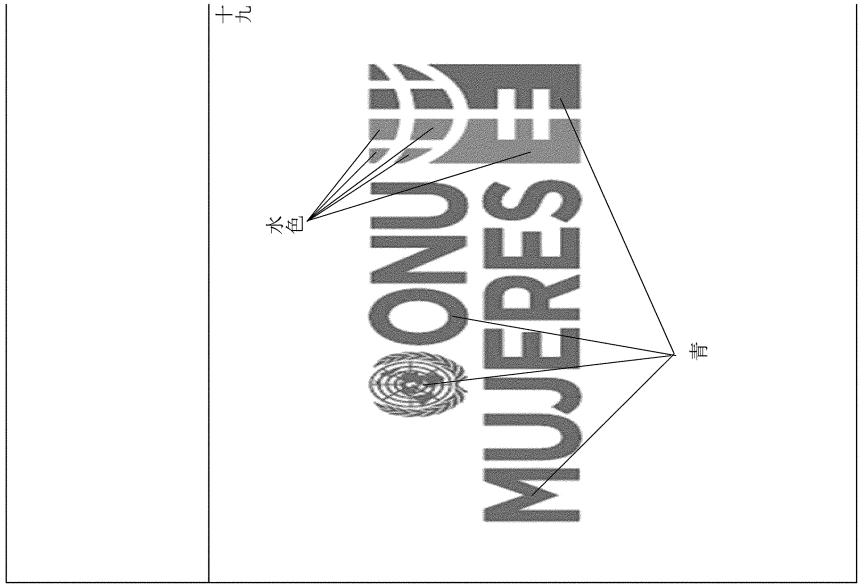


附　則

この省令は、平成二十七年十月六日から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣は、財政法第46条第２項の規定によって、平成26年度における予算使用の状況（平成26年度出納整理期間を含む。）を次のとおり報告する。

平成26年度予算使用の状況（平成26年度出納整理期間を含む。）（財　務　省　調　査）

１．一　般　会　計

(1)　概　　要

平成26年度第４・四半期中（出納整理期間を含む。以下同じ。）における収納済歳入額は、46,828,687,191千円であって、これに対して当期中における支出済歳出額は、29,922,729,120千円であり、収納済歳入額が支出済歳出額を超過する額は、16,905,958,071千円である。

また、平成26年度における収納済歳入額は　104,679,121,833千円
である。これに対して同年度における支出済歳出額は　98,813,467,430千円
であって、差引き　5,865,654,402千円
の剰余を生ずる。

上記の剰余金5,865,654,402千円には、平成25年度までに発生した剰余金の使用残額　2,187,688千円
が含まれているので、差引き、平成26年度新規発生剰余金は　5,863,466,714千円
となる。

この新規発生剰余金から、平成27年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　3,604,866,310千円
を控除した額　2,258,600,403千円
が繰越歳出予算財源控除後の平成26年度新規発生剰余金となる。

更に、この剰余金から地方交付税交付金等財源として純剰余金の計算上控除する額　677,732,585千円
を控除した額　1,580,867,817千円
が平成26年度における財政法（昭和22年法律第34号）第６条の純剰余金となる。

(2)　歳　　入

平成26年度第４・四半期中の収納済歳入額は、46,828,687,191千円であって、歳入予算額99,000,337,693千円に対して47.3％（前年同期40.0％）の収入割合となる。これを前年同期39,307,057,594千円に比べると7,521,629,596千円の増加となる。

これは、租税及印紙収入において5,240,959,539千円の増加があったこと等のためである。

以下、その性質別内訳についてみると次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区　　分	26年度第４・四半期	前　年　同　期
租税及印紙収入	36,043,551,885	30,802,592,346
官業益金及官業収入	10,514,022	11,829,947
政府資産整理収入	202,304,436	96,852,385
雑収入	2,185,879,807	1,794,049,495
公債金	8,386,437,039	6,601,733,420
計	46,828,687,191	39,307,057,594

また、平成26年度における収納済歳入額は、104,679,121,833千円であって、歳入予算額（99,000,337,693千円）に対して105.7％（前年度108.1％）の収入割合となり5,678,784,140千円の増加となる。この増加額の性質別内訳は、次のとおりである。

（単位千円　千円未満切捨）

区　　分	金　　額
租税及印紙収入	2,244,700,006
官業益金及官業収入	△　388,043
政府資産整理収入	1,138,858,016
雑収入	500,239,524
公債金	△　2,000,000,176
前年度剰余金受入	3,795,374,813
計	5,678,784,140